



米国分散投資戦略ファンド

(1倍コース/3倍コース/5倍コース)

愛称: USブレイン1/USブレイン3/USブレイン5

追加型投信 / 海外 / 資産複合



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

フリーダイヤル: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

本書では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにいうことがあります。

米国分散投資戦略ファンド(1倍コース)：1倍コース

米国分散投資戦略ファンド(3倍コース)：3倍コース

米国分散投資戦略ファンド(5倍コース)：5倍コース

委託会社の情報

委託会社名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円(2019年8月末現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	9兆3,724億円(2019年8月末現在)

商品分類・属性区分

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券、不動産投信、 その他資産(商品))、 資産配分変更型))	年2回	北米	ファンド・オブ・ ファンズ	あり(フルヘッジ)

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年10月16日に関東財務局長に提出しており、2019年11月1日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的

当ファンドは、米国の株式、債券および不動産投資信託(リート)ならびにコモディティ等に分散投資することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

特色



米国の株式、債券および不動産投資信託(リート)ならびにコモディティ等に分散投資することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 実質的な運用は、ケイマン籍円建外国投資信託証券「TCW Qアルファ・レバード・US・ディバーシフィケーション・ファンド(円ヘッジクラス)」への投資を通じて行います。また、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」への投資を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
- 外国投資信託証券においては、米国株式、米国債券、米国リート、コモディティの4つの資産を投資対象とします。
 - ・機械学習を活用した独自のアセットアロケーション戦略により、徹底したリスク分散を図ることで、リスク・リターンの良いポートフォリオの構築を目指します。
 - ・外国投資信託証券では、先物取引等を活用し、投資額が外国投資信託証券の純資産総額の5倍程度となるように投資を行います。市況動向、各資産の流動性等によってはETF等を通じて投資を行う場合があります。
 - ・保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

当ファンドが実質的な投資対象とする4つの資産

資産	投資対象とする指数または証券
米国株式	S&P500
	NASDAQ100
米国債券	米国10年国債
	モーゲージ証券
米国リート	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数
コモディティ	Bloombergコモディティ指数
	金

※各資産への投資にあたっては、主に先物取引等を活用します。市況動向、各資産の流動性等によっては、各種指数等に連動するETFまたは各種指数等の構成銘柄およびその先物取引等を通じて投資を行う場合があります。

※モーゲージ証券への投資にあたってはジニーメイ(米国連邦政府抵当金庫)が保証するものを投資対象とし、主としてTBA取引を活用します。TBA取引とは、モーゲージ証券の先渡取引の一種で、約定時点では受け渡す銘柄を特定せず、受渡適格銘柄や取引額面・価格・決済日等の条件のみが合意される取引です。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

特色

2

リスク水準の異なる3コースからお選びいただけます。

●主要投資対象とする外国投資信託証券では、先物取引等を活用し、投資額が外国投資信託証券の純資産総額の5倍程度となるように投資を行います。各コースでは、外国投資信託証券の組入比率を調整することで、実質的な投資額の調整を行います。

- ▶1倍コース：外国投資信託証券の組入比率は信託財産の純資産総額の概ね20%とし、実質的に純資産総額と概ね同等額の投資を行います。
- ▶3倍コース：外国投資信託証券の組入比率は信託財産の純資産総額の概ね60%とし、実質的に純資産総額の概ね3倍相当額の投資を行います。
- ▶5倍コース：外国投資信託証券の組入比率を高位に保ち、実質的に純資産総額の概ね5倍相当額の投資を行います。

※市場環境や設定・解約などの資金動向により、実質的な投資額がそれぞれ上記に定める水準から乖離する場合があります。また、「3倍コース」、「5倍コース」のリターン水準はそれぞれ「1倍コース」のリターンの3倍、5倍になるものではありません。

●販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。なお、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

「3倍コース」および「5倍コース」は実質的に信託財産の純資産総額以上の投資を行います。そのため市場環境等によっては基準価額が大きく変動または著しく下落する可能性がありますので、ご投資の際には慎重にご判断ください。

特色

3

実質的な運用はTCWアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。

TCWアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの概要

- 当ファンドの実質的な運用を担当するTCWアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下、TCWといいます。）は、1971年設立の米国TCWグループ傘下のグローバル資産運用会社です。
- 米国ロサンゼルスに本社を置き、2019年6月末現在のグループ全体の運用資産残高は約2,050億米ドル（約22.1兆円、2019年6月末現在、1米ドル=107.88円で換算）となっています。



運用を担当するTCWのQアルファグループ

債券、株式、新興市場、代替投資(オルタナティブ投資)など幅広い商品の定量分析に優れる

独自開発された投資分析手法とデータのプラットフォームを有する

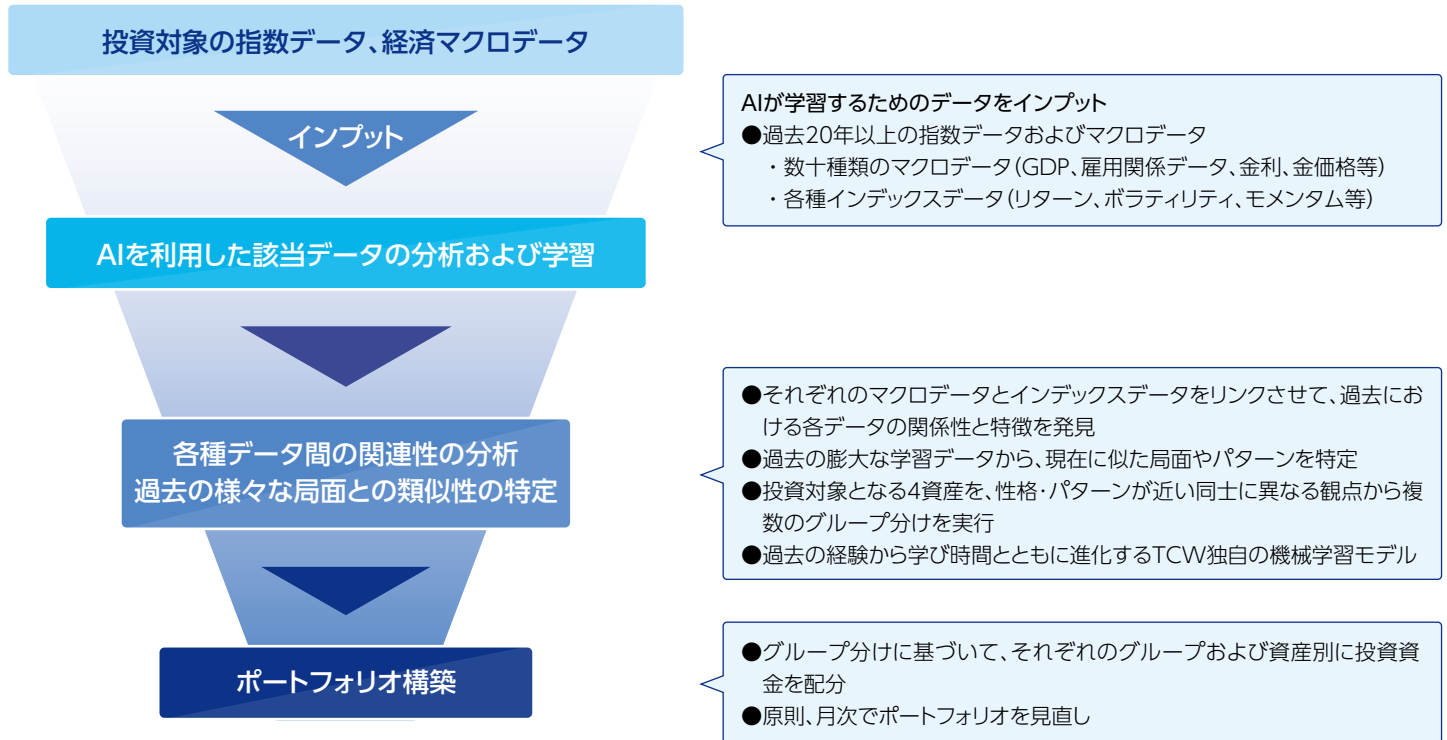
高度のコンピュータサイエンス、電気工学および計算神経科学への強みをバックグラウンドとして、AI(人工知能)など機械学習に関する専門知識と経験を有する

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



運用プロセス

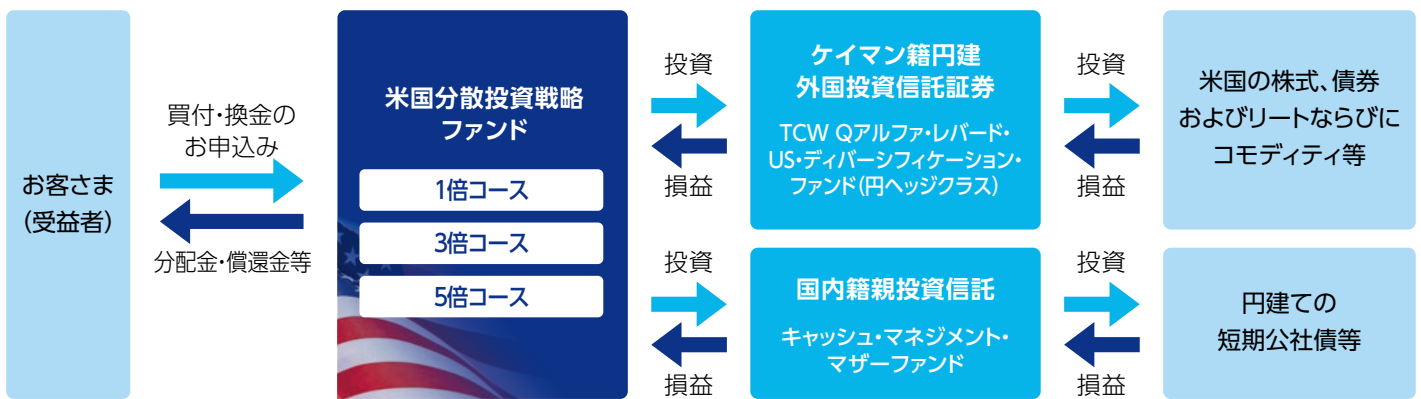
●アセットアロケーションにAIを利用したTCW独自の機械学習モデルを活用します。



※運用プロセスは、将来見直される場合があります。
(出所) TCWのデータをもとに委託会社作成

ファンドの仕組み

●ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※1倍コース/3倍コースでは、外国投資信託証券の組入比率は、それぞれ信託財産の純資産総額の概ね20%/概ね60%とします。5倍コースでは、外国投資信託証券の組入比率を高位に保ちます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

主な投資制限

投資制限の対象	投資制限の内容
■ 有価証券	投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
■ 投資信託証券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
■ 外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

- 年2回(原則として毎年5月、11月の10日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配を行います。
※第1回決算日は、2020年5月11日とします。
 - 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
 - 分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドは計算期間中の基準価額の上昇分を勘案して分配を行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



(追加的記載事項)

以下は、2019年10月16日現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

TCW Qアルファ・レバード・US・ディバーシフィケーション・ファンドの概要

ファンド名	TCW Qアルファ・レバード・US・ディバーシフィケーション・ファンド(円ヘッジクラス) TCW Q-Alpha Levered U.S. Diversification Fund JPY Hedged Share Class
基本的性格	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／円建て
運用目的	米国の株式、債券およびリートならびにコモディティを主要投資対象とし、5倍のレバレッジを活用した運用を行うことで、魅力的なリスク調整後リターンの達成を目指します。
主要投資対象	米国の株式、債券およびリートならびにコモディティを主要投資対象とします。
投資方針	<ol style="list-style-type: none"> 米国の株式、債券およびリートならびにコモディティを主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ●ポートフォリオの構築にあたっては、機械学習を活用した独自のアセット・アロケーション戦略により、徹底したリスクの分散を図ります。 ●各資産への投資にあたっては、主に先物取引等を活用し、信託財産の純資産総額に対して5倍相当額の投資を行います。市況動向、各資産の流動性等によってはETF等を通じて投資を行う場合があります。 保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ●一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ●投資信託証券(上場投資信託を除く)への投資は、原則としてファンドの純資産総額の5%以内とします。上場投資信託への投資には制限を設けません。 ●借入れは、原則として借入金の残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ●有価証券の空売りは行わないものとします。 ●デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	原則として毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	<p>管理報酬等：年0.70%程度 上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券等の売買時にかかる費用、組入有価証券等の保管にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立・運営・管理にかかる費用、法務関連費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。</p> <p>※上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬および受託会社への報酬が含まれており、その報酬にはそれぞれ下限金額(管理事務代行会社：年48,000米ドル程度、受託会社：年10,000米ドル)が設定されており、ファンドの純資産総額等によっては、年率換算で上記の料率を上回る場合があります。</p> <p>※上記の報酬等は将来変更される場合があります。</p>
投資運用会社	TCWアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

※上記の内容は、今後変更になる場合があります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの概要

ファンド名	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"> ①本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 ②資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> ①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③デリバティブ取引(有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。)の利用はヘッジ目的に限定しません。
投資信託委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

投資リスク

- 当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券、株式、リート、コモディティなど値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

レバレッジに関するリスク (3倍コース・5倍コース)	3倍コース、5倍コースでは、株価指数先物取引や債券先物取引等を積極的に用いてレバレッジ取引を行います。したがって、株式や債券等の価格変動の影響を大きく受け、ファンドの基準価額の変動が大きくなることが想定されます。
株価変動に伴うリスク	株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。
金利変動に伴うリスク	投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。
信用リスク	投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、投資対象となる債券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の債券価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。 株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。 リートの財務状況等が悪化し、経営不安や倒産等に陥ったときには、リートの価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。



為替リスク	<p>当ファンドは、投資対象である外国投資信託証券において、外貨建資産に対して対円での為替ヘッジを行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替ヘッジすることはできないため、通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。</p> <p>また、円金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。</p>
流動性リスク	<p>実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。</p>
不動産投資信託(リート)投資のリスク	<p>リートは、不動産を取り巻く環境や不動産市況の変化、保有する不動産または不動産ローン担保証券等の価格の変動、賃料収入または利息収入の増減、稼働率の変動等の影響を受けて価格が変動します。また、リートが借入れを行っている場合、金利支払い等の負担の増減やレバレッジ比率の変動により、価格が大幅に変動することがあります。この他、関連する法令や税制等が変更された場合、リーートの価格に影響を受けることがあります。</p>
資産担保証券投資のリスク	<p>資産担保証券の価格は、信用度の変動、金利変動、ローンの裏付となる資産の価格変動等の影響を受け変動します。</p> <p>資産担保証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借換えが増加することが考えられます。ローンの期限前償還が増加することにより資産担保証券の期限前償還が増加すると、資産担保証券の価格に影響を受けます。期限前償還は金利要因のほか、さまざまな要因によっても変化すると考えられます。また、期限前償還の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によって異なります。</p>
商品市況の価額変動に伴うリスク	<p>商品市況は、多くの要因により変動します。要因の主なものとしては、対象となる商品の需給、貿易動向、天候、農業生産、商品産出地域の政治・経済情勢、疫病の発生などが挙げられます。このため、商品の動向を表わす各種商品指数も、商品市況の変動の影響を受けます。さらに、指数を対象にした先物等の市場では、流動性の不足、投機的参加者の参入、規制当局による規制や介入等により、一時的に偏りや混乱を生じることがあります。</p> <p>これらの影響を受け商品市況が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。</p>

その他の留意点

■ 実質的な投資比率およびリターンに関する留意点

各ファンドが投資対象とする外国投資信託証券では、先物取引等を活用し、投資額が外国投資信託証券の純資産総額の5倍程度となるように投資を行います。

各ファンドにおいては、外国投資信託証券の組入比率を調整することで、外国投資信託証券を通じて行う実質的な投資額が各ファンドの信託財産の純資産総額のそれぞれ同額／3倍／5倍程度となるよう投資を行います。実質的な投資額がそれぞれ純資産総額の同額／3倍／5倍相当額から乖離する場合があります。

また、外国投資信託証券における投資額および外国投資信託証券の組入比率の調整は原則として日次で行いますが、「3倍コース」／「5倍コース」のリターン水準が「1倍コース」のリターンの3倍／5倍とはならない点にご留意ください。

■ 外国投資信託証券への投資について

外国投資信託証券から株式等へ投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合と比べて税制が不利になる場合があります。

■ 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

■ クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

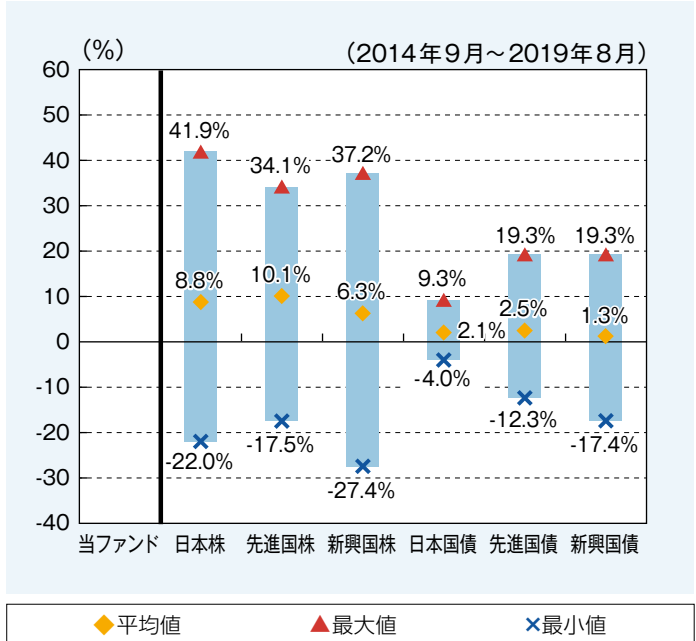


(参考情報)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドの運用は、2019年11月15日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※ただし、当ファンドは、2019年11月15日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、年間騰落率を表示できません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

当ファンドの運用は、2019年11月15日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。
※ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。



お申込みメモ

購入単位	お申込みの販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入申込について	販売会社によっては一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
換金単位	お申込みの販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨークの取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合はお申込みできません。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。
購入の申込期間	当初申込期間：2019年11月1日から2019年11月14日までです。 継続申込期間：2019年11月15日から2021年2月10日までです。 (申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	2019年11月15日から2029年11月12日までです(約10年)。
繰上償還	当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、繰上償還されます。 また、各々につき信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。
決算日	毎年5月、11月の10日(該当日が休業日の場合は翌営業日、第1回決算日は2020年5月11日)
収益分配	年2回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります) *分配金自動再投資型を選択された場合は、税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	各々につき5,000億円
公告	原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 当ファンドは、益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 ※上記は2019年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<p>購入価額に3.3% (税抜3.0%)を上限として販売会社毎に定めた率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料(スイッチングの際の購入時手数料を含みます。)については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。</p> <p>購入時手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。</p>
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	<p>毎日、信託財産の純資産総額に年率1.1825% (税抜1.075%)を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p><運用管理費用(信託報酬)の配分></p>		
	当該ファンドの運用管理費用(信託報酬)		
	委託会社	年率0.35% (税抜)	ファンドの運用等の対価
	販売会社	年率0.7% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.025% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象とする投資信託証券	年率0.7%程度 ^{*1}	投資対象とする投資信託証券の管理報酬等	
実質的な負担 ^{*2}	<p><1倍コース> 年率1.3225% (税込)程度</p> <p><3倍コース> 年率1.6025% (税込)程度</p> <p><5倍コース> 年率1.8825% (税込)程度</p>	—	
<p>※1 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあり、ファンドの純資産総額等によっては、年率換算で上記の料率を上回る場合があります。</p> <p>※2 各ファンドの外国投資信託証券の組入比率に応じた実質的な運用管理費用(信託報酬)の概算値です。実際の外国投資信託証券の組入比率によっては、実際の実質的な信託報酬率は変動します。</p>			
その他の費用・手数料	<p>財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等は信託財産から支払われます。</p> <p>※監査報酬の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。監査報酬以外の費用等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>		

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・ 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方[※]で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
[※]20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」もあります。
- ・ 2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・ 上記は2019年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



三井住友DSアセットマネジメント